

令和2年5月26日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

旧優生保護法に関する一時金支給に係るリーフレットについて

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

旧優生保護法に関する一時金支給にかかる リーフレット等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記について、県健康医療局保健医療部精神保健医療担当課長より別添のとおり通知がありました。

旧優生保護法に関する一時金の支給については、令和元年5月31日付け「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行について（元神医第343号）」にて通知しておりますが、先般、厚生労働省により県民向けのリーフレットが作成されましたので、周知を依頼するものです。

なお、リーフレットの追加等を希望される場合には、下記ホームページよりダウンロードいただくか、県がん・疾病対策課精神保健医療グループ（045-663-1250）あてお問い合わせください。

記

【厚生労働省ホームページ 旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuuseiichi_jikin_04351.html

以上

お問い合わせ先

地域保健課 担当：佐々木

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail y-sasaki@kanagawa.med.or.jp

旧優生保護法による 優生手術などを受けた方へ 一時金を受けとることができます。

「旧優生保護法一時金支給法」の趣旨について

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法(以下「法」という)」が成立し、公布・施行されました。法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術(生殖を不能にする手術)を受けた方

(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます)

② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方

(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます)

一時金の金額

320万円(一律)です。

※支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

請求手続きについて

- 請求期限は、平成31年4月24日(法律の施行日)から5年以内です。
- お住まいの都道府県の窓口にご請求書を提出してください(郵送による提出も可能です)。
- 請求書や添付書類(診断書・領収書)の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

請求書の記載事項や添付書類について

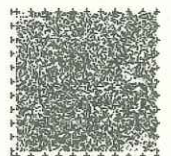
- ▶ 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日(時期)、手術などを受けるに至った経緯などを記載してください。
- ▶ 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・ 住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・ 現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書(特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください)
 - ※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。
 - ・ 上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など(一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます)
 - ・ その他請求に係る事実を証明する資料(例:障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関などから入手した優生手術などの実施に関する書類など)
 - ・ 一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)

お問い合わせ先

- ▶ 具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。
- ▶ また、厚生労働省にも一時金の制度全般に関する相談窓口を設置しています。裏面をご参照ください。



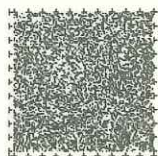
このマークは、視覚に頼れないなどが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。



都道府県 受付・相談窓口 一覧

令和2年1月6日現在

No.	都道府県	窓口	電話・FAX・☎メールアドレス・🌐ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711(専用) FAX 011-232-4240 ☎ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056(専用) FAX 017-734-8091 ☎ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所	電話 019-624-6015(専用) FAX 019-629-5464 ☎ AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322(専用) FAX 022-211-2591 ☎ kodomoj@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431(専用) FAX 018-860-3821 ☎ hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459(専用) FAX 023-625-4294 ☎ yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294(専用) FAX 024-521-7747 ☎ kosodate@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270(専用) FAX 029-301-3264 ☎ shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 ☎ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-223-6526 ☎ jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777(専用) FAX 048-830-4804 ☎ a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085 🌐 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiwase.html
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206(専用) FAX 03-5388-1401 ☎ S0410109@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 🌐 https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acc=SF1383
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197 FAX 025-285-8757 ☎ ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525(専用) FAX 076-444-3496 ☎ akenko@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495(専用)のほか県内各健康福祉センター FAX 076-225-1423 ☎ yuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部子ども家庭課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0341(子ども家庭課)のほか県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640(子ども家庭課)のほか県内各健康福祉センター ☎ kodomo@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360(専用) FAX 055-223-1475 ☎ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143(専用) FAX 026-235-7170 ☎ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877(専用) FAX 058-278-3518 ☎ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157(専用) FAX 054-221-3521 ☎ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009(専用) FAX 052-954-6920 ☎ kokoro@pref.aichi.lg.jp 🌐 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/yusei-ichijikin.html
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260(専用) FAX 059-224-2270 ☎ kodomok@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3653 FAX 077-528-4857 ☎ eg0002@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100(専用) FAX 075-414-4586 ☎ kyuhou-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196(専用) FAX 06-6910-6610 ☎ ysodan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439(専用) FAX 078-362-3913 ☎ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643(専用) FAX 0742-27-8643 ☎ kenkou@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642(健康推進課)のほか県保健所 FAX 073-428-2325 ☎ e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法下で不妊手術を受けた方等の相談窓口	電話 0857-26-7158(福祉保健課)のほか県内総合事務所 FAX 0857-26-8116(福祉保健課)のほか県内総合事務所 ☎ yuseisodan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012974(専用)、0852-22-6625(専用) FAX 0852-22-6328 ☎ yuseisodan@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870(専用) FAX 086-226-7871 ☎ yuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040(専用) FAX 082-502-3674 ☎ fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946(専用) FAX 083-933-2759 ☎ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300(専用)のほか県保健所 FAX 088-621-2841 ☎ kenkoudukurika@pref.tokushima.jp
37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900(専用) FAX 087-806-0207 ☎ kosodate@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405(健康増進課)のほか県保健所 FAX 089-912-2399(健康増進課)のほか県保健所 ☎ healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727(専用) FAX 088-873-9941 ☎ yuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175(専用) FAX 092-643-3271 ☎ kenko@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856(専用) FAX 0952-25-7300 ☎ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446(専用) FAX 095-825-6470 ☎ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352(専用) FAX 096-383-1427 ☎ yusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760(専用) FAX 097-506-1735 ☎ sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210(専用) FAX 0985-26-7336 ☎ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374(専用) FAX 099-286-5560 ☎ ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	保健医療部地域保健課母子保健班	電話 098-866-2215 FAX 098-866-2241 ☎ aa090701@pref.okinawa.lg.jp



厚生労働省旧優生保護法一時金相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 📠 FAX 03-3595-2753
 ✉ メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp
 🕒 受付時間 9:30~18:00(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

※窓口に関する詳細は、厚生労働省ホームページや各都道府県のホームページなどをご確認下さい。

厚生労働省のホームページ

